

平成 26 年 6 月 13 日

「投資信託等の運用に関する規則」等の
一部改正等に係る意見募集について

I 改正等の目的

平成 24 年 12 月 12 日に公表された金融審議会の「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」の最終報告において、投資信託に関して、運用財産の内容についての制限（一定の類型のリスクに対する規制）として、

「○ 信用リスクの分散については、一定の定量的な規制の枠組みを整備する

○ デリバティブ取引を行う場合のリスク量制限については、リスク量に係る計算方法を一定程度規格化し、その概要の情報を提供する」

が提言されたことを受け、金融庁が、金融商品取引業等に関する内閣府令（投資運用業者に関する禁止行為）において、第 130 条第 1 項第 8 号の 2 を新設することとしていることから（平成 26 年 4 月 25 日から 5 月 26 日まで同内閣府令の一部改正案に係る意見募集を実施。）、この改正を円滑に実施し、運用財産の内容についての制限の適正化を図り、もって投資者の保護に資するため、本会規則「投資信託等の運用に関する規則」等の一部改正等を行うものとする。

II 募集期間

平成 26 年 6 月 13 日(金)より平成 26 年 6 月 27 日(金)（午後 5 時）まで

III 主な改正等の内容

1 投資信託等の運用に関する規則

(1) 組入投資信託証券の範囲等において、当該投資信託財産の純資産総額の 5% の範囲で運用している投資信託証券について、第 17 条の 2 の規定は適用しない旨を加える。 (第 12 条第 2 項)

(2) デリバティブ取引等に係る投資制限に関し、委託会社が合理的な方法により算出する額の方式を細則に定める。 (第 17 条第 2 項)

(3) 信用リスク集中回避のための投資制限の規定を定める。 (第 17 条の 2)

(4) 信用リスク集中回避のための投資制限の例外規定を定める。(第17条の3)

(5) 投資信託に組入れる財産が一定の比率を超えた場合の措置について、第19条第1項「(3)」、「(4)」、「(5)」及び「2.」、「3.」の規定を削除する整備を行う。(第19条)

(6) 第17条の2の規定が公募のファンド・オブ・ファンズに適用する旨の規定を定める。(第23条第2項)

2 投資信託等の運用に関する規則に関する細則

- ・ 規則第17条第2項に定める委託会社が合理的な方法により算出する方式を定める。(第6条の2)

3 投資信託等の運用に関する委員会決議

- ・ 規則第17条の2第2項第1号に規定する自主規制委員会で定める国を定める。(委員会決議 2)

4 信用リスク集中回避のための投資制限に係るガイドラインの制定

- ・ 委託会社会員が「金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2及び「投資信託等の運用に関する規則」第17条の2及び第17条の3に係る投資制限に該当しないよう適正に管理・運営していく上での基本的な考え方を示す。

5 デリバティブ取引等に係る投資制限に関するガイドライン

(1) 現行のデリバティブ取引等をヘッジ目的で用いる場合とヘッジ目的以外で用いる場合の管理方法の規定を、ヘッジ目的で用いる場合には「簡便法」、「標準的方式」、「VaR方式」からの選択適用を可能とし、ヘッジ目的以外で用いる場合には「標準的方式」、「VaR方式」からの選択適用を可能とする規定の整備を行う。(ガイドライン 3)

(2) デリバティブ取引等に係る投資制限に関する投資信託約款への記載及びリスク管理方法の開示を加える。

(ガイドライン 4)

6 交付目論見書の作成に関する規則

- ・ 投資信託等の運用に関する規則第17条の3第1項第3号及び第4号に該当するファンドについて、交付目論見書に記載する規定を定める。

(第5条の2)

7 交付目論見書の作成に関する規則に関する細則

- ・ 規則第5条の2に定める対象ファンドの名称等に係る記載方法を定める。
(第6条の2)

8 投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則

- (1) 信用リスク集中回避のための投資制限を超えた場合の開示についての規定を定める。
(第19条の2)
- (2) デリバティブ取引に係る投資制限に関するリスク管理方法の開示についての規定を定める。
(第27条の3)

9 その他、必要な字句修正等の整備を行う。

IV 今後の予定

本件に寄せられた意見に対する修正事項等の検討を行い、平成26年7月開催予定の自主規制委員会及び理事会において規則の一部改正等を行うことを目標とする。